

## 準中型免許の新設について

近年の貨物自動車を取り巻く情勢の変化により、集配等で利用頻度が高い最大積載量2トンの貨物自動車が、保冷設備等の架装設備が取り付けられることによって、車両総重量が5トンを超える運転に中型免許が必要なものが多くなっていた。一方、中型免許の取得年齢は20歳であることから、高校を卒業して間もない若年者が直ちにこれを運転することができず、運転者的人材確保にも影響を及ぼしているとの指摘があった。

このような状況を踏まえ、免許を持たない18歳以上の者でも取得でき、車両総重量7.5トン未満の自動車を運転可能とする準中型免許を新設することを内容とする道路交通法の一部を改正する法律（平27法40）が、平成27年6月、第189回国会において成立し、29年3月12日から施行された。

準中型免許制度の施行に当たっては、新制度について国民に広く周知するため、政府広報やポスター・リーフレットを活用するなど、広報啓発活動を実施した。特に、トラック等を運転することが必要な職業への就職を希望する新規高等学校卒業予定者等に対して、準中型免許制度が確実に周知されるよう、各都道府県教育委員会等を通じ、全国の高等学校等に対して広報啓発活動を実施した。

